

# 辻内税理士事務所月報

発行人 税理士 辻内敏宏

事務所 海南省大野中586-3  
〒642-0022 電話 073(482)4511代  
FAX 073(482)4512

## ヒントヒント

**現場主義** 経営幹部の現場視察が、事前に知られた部下による有りのままの姿ではない「偽りの現場」に満足したり、目的が達成されない例があります。社長が懇親の場とする居酒屋に仮に取引がない場合は、一日でいいから自社製品を置いてもらおうと、事前営業をしたりする。視察は抜き打ちがいい。ある地ビールメーカーの社長は、夜の懇親はなるべく自社の地ビールが入っていない店を選んで、店の主人にウチのビールを入れてほしいとトップセールスをする。その代わり今日はガンガン飲ませてもらいますと頭を下げる。面白い社長と評判になる。現場主義をセレモニーで終わらせるな。岩瀬達哉氏がウェッジに書いています。

## 税務 ミニガイド

酒税法上ビールとは、麦芽、ホップ、水及びその他法定のものを原料とし製造されたもので、税金は1kℓ 22万2千円です。しかし、これらの原料以外のものを使用して、風味やアルコール分が上の原料で製造したビールと同じであっても、酒税法上はビールではなく、今売れている発泡酒がこれに当たります。税金は1kℓ 約13万4千円です。



## ヒントヒント

暑中お見舞申し上げます

